

福祉生活病院常任委員会資料

(平成21年6月9日)

[件名]

- 1 コカ・コーラウエスト株式会社との災害等発生時における応急対策業務に関する基本協定等の締結について（防災チーム）
..... 1
- 2 平成21年度鳥取県原子力防災専門家会議の開催結果について（防災チーム）
..... 2
- 3 新型インフルエンザの発生と県の対応について
（危機管理チーム）
..... 3
- 4 北朝鮮による核実験とミサイル発射に対する県の対応について（危機管理チーム）
..... 9

防 災 局

コカ・コーラウエスト株式会社との災害等発生時における応急対策業務に関する基本協定等の締結について

平成21年6月9日
防 災 チ ー ム

このたび、鳥取県とコカ・コーラウエスト株式会社において、災害等発生時における応急対策業務に関して下記のとおり協定を締結します。

記

1 締結する協定

(1) 「災害等発生時における応急対策業務等に関する基本協定」

災害等発生時における応急対策業務等（生活関連物資の調達、水の供給、施設の利用など）について、県がコカ・コーラウエスト株式会社から協力をいただく場合の基本的事項を定めた協定で、個別具体的な協力内容を定めた協定のもととなるもの。

(2) 「災害等発生時における水の供給及び施設の使用に関する細目協定」

県が次の事項に関してコカ・コーラウエスト株式会社に対して協力要請を行う場合の手続き等を定めた協定。

ア コカ・コーラウエスト大山プロダクツ株式会社の貯水槽の水を供給すること

イ コカ・コーラウエスト大山プロダクツ株式会社の施設を救援物資の集配施設等として使用すること

※今回の協定締結によりコカ・コーラウエスト株式会社は水の供給及び施設の利用を鳥取県に無償で提供

2 協定締結式

(1) 日 時 6月11日（木）午前9時30分から10時まで

(2) 場 所 県庁第4応接室（本庁舎3階）

(3) 出席者

所 属	職	氏 名
コカ・コーラウエスト株式会社	代表取締役社長兼 CEO	末吉 紀雄（すえよし のりお）
コカ・コーラウエスト大山プロダクツ株式会社	代表取締役社長	山崎 正雪（やまさき まさゆき）
鳥取県	鳥取県知事	平井 伸治（ひらい しんじ）

3 県とコカ・コーラウエスト株式会社で締結している他の協定

コカ・コーラウエスト株式会社とは災害等発生時の生活関連物資（飲料水、食料品、衣類、日用品等）の調達に関する協定を平成18年3月に締結済み。

4 （参考）伯耆町とコカ・コーラウエスト株式会社との間で締結される協定の概要

地元伯耆町とコカ・コーラウエスト株式会社の間でヘリポート利用に関する協定も締結されます。

(1) 協定名 災害等発生時における飛行場外離発着場利用に関する協定

(2) 内 容 伯耆町がコカ・コーラウエスト大山プロダクツ株式会社の大山工場内に設置されたヘリポートを利用する場合の手続き等を定めたもの。

平成21年度鳥取県原子力防災専門家会議の開催結果について

平成21年6月9日
防 災 チ ー ム

人形峠環境技術センター及び島根原子力発電所周辺の環境放射線の測定結果の評価及び県の実施する原子力防災対策に関する指導、助言等を目的として、下記のとおり専門家による会議を開催しました。

記

1 日 時 5月22日(金) 午前10時～正午

2 場 所 県庁第33会議室(第2庁舎4階)

3 委 員

氏名	所属・役職等	専門分野
うらべ いつまき 占部 逸正	福山大学工学部情報工学科 教授	放射線計測・放射線防護
かみや けんじ 神谷 研二	広島大学緊急被ばく医療推進センター センター長	緊急被ばく医療
こたに かずひこ 小谷 和彦	鳥取大学医学部附属病院放射線部 准教授	放射線医療・放射線物理
しずま きよし 静間 清	広島大学大学院工学部工学研究科 教授	環境放射能
ふじかわ ようこ 藤川 陽子	京都大学原子炉実験所 准教授	放射能環境動態
やまだ ゆうじ 山田 裕司	放射線医学総合研究所線量評価研究部 部長	線量評価

※神谷委員は今回欠席

4 開催結果

- (1) 人形峠環境技術センター、島根原子力発電所とも、人体及び周辺環境に影響が生ずるような測定結果の値は見られないこと。
- (2) 岡山県と人形峠環境技術センターとの協定に定める管理目標値を超える日が3回起きているので、その原因が人形峠環境技術センターにないのか確認を行うべきであること。
- (3) フッ素の測定が行われているが、必要性があるのかモニタリング計画の見直しを検討すること。
- (4) 被ばく医療機関について、県民の安全・安心のためにも指定する方向で検討すること。

5 今後の取り組み

専門家会議において指摘された事項について検討し、できるだけ速やかに対応する方針です。

新型インフルエンザの発生と県の対応について

平成21年6月9日
危機管理チーム
健康政策課

4月25日の新型インフルエンザの発生以来、京阪神地区で感染拡大が見られた中、本県では各種の感染防止策が功を奏し、現在のところ発生には至っていません。

1 これまでの状況

(1) 新型インフルエンザの特徴

当初想定していた病原性が強い強毒性のウイルス（H5N1）と違い、季節性のインフルエンザと同等の弱毒型（H1N1）であり、①感染力は強いが軽症のまま回復しており、②抗インフルエンザウイルス薬（タミフルなど）の治療が有効である、③糖尿病などの基礎疾患を有する人は重篤化する可能性があることがわかってきた。

(2) 感染状況

WHO（世界保健機関）による国際的な警戒レベルは世界的大流行直前の「フェーズ5」（最高はフェーズ6）。

世界62カ国17,410人（うち死者115人）が確認されている（6月1日午後3時現在、WHO発表）。

国内感染確認者は、13都府県の合計379名。

(3) 国の対応状況

政府は、4月28日、内閣総理大臣を本部長とする新型インフルエンザ対策本部を設置し、当初、水際対策を徹底して感染予防策に努めていた。

国内発生当初では、新型インフルエンザ対策行動計画の一律的な運用により、兵庫県では高校などで全県一斉の休校措置がとられたが、現在では、一般外来での診療など、地域の実情に応じた柔軟な対応がとられている。

2 県の対応状況

(1) 現在の対応

ア 対応方針（5月22日、第6回対策本部会議での決定事項）

- ・ 県内で発生した場合の医療確保の対応方針（資料1）
- ・ 県備蓄抗インフルエンザウイルス薬の放出について（資料2）
- ・ 県内で発生した場合の社会対応方針（資料3）

イ 県庁の体制

4月28日、知事を本部長とする新型インフルエンザ対策本部を設置し、24時間体制で警戒と連絡調整を行うとともに、各種の対策を総合的に実施している。

なお、全市町村で対策本部を設置して対応している。

(2) 医療等の対応状況

- ・ 総合発熱相談センターを3か所、発熱外来13か所、入院病床を300床確保している。

- ・ 相談件数は、2,947件（うち健康相談2,552件）
※その他県民室受付10件
- ・ 現在、衛生環境研究所のPCR検査（遺伝子増幅検査）で症例を確定出来るようになっている。これまでの検査件数は8件（うち陽性反応0）（18日から6月1日午後4時までの累計）
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の追加備蓄の前倒しを予定
（参考：現時点備蓄量 187,500人分）

(3) 普及啓発

県民に対して、基本的な感染予防策、豚肉の安全性、海外渡航情報等をホームページ、ちらし（ローソン等で配付）、県内発生後の注意事項（全戸配布）、ケーブルテレビ、NHK等で情報提供し、正確な情報に基づく冷静な対応を呼びかけている。

3 県内への影響

(1) 修学旅行等の中止又は延期（5、6月）

県内の小中高等学校等では、14校が中止又は延期を検討している（5月28日現在）。

(2) 交流事業の中止又は延期

鳥取大学、高校、中学等が、アメリカ、メキシコ、カナダ、韓国との交流を中止又は延期している。

(3) その他

- ・ 県内ではマスクが品切れとなり、県内業者の生産も追いついていない。
- ・ 米子ソウル便の搭乗率が低迷している（5月は、前年比2割以上の減）。

4 今後の対応

新型インフルエンザが当初の想定と異なり弱毒型のため、マニュアルを柔軟に運用することとしている。たとえば、国内発生又は県内発生で一律に自粛等を行おうとしていた次の事項（例えば、スポーツ大会や集会の開催、学校の休校、外出自粛など。）については、弾力的に行うことにしている。

また、新型インフルエンザの秋以降の第二波あるいは変異に備え、これまでの対応を検証し、弱毒タイプのマニュアルの整備など各種の準備を行うこととする。

※掲載している情報は、6月1日午後4時現在。

添付資料

- 資料1 県内で発生した場合の医療確保の対応方針
- 資料2 県備蓄抗インフルエンザウイルス薬の放出について
- 資料3 県内で発生した場合の社会対応の方針

県内で発生した場合の医療確保の対応方針

区分	①感染の初期、患者発生が少数であり感染拡大防止に努めるべき地域	②急速な患者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域
医療・発熱外来	<p>○インフルエンザ様症状が見られた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まずは総合発熱相談センターへの電話連絡 ・その後指示された発熱外来の受診 <p>※感染が報告された地域（国内外）への滞在歴を参考に新型インフルエンザが疑われる場合は発熱外来を紹介</p>	<p>○下記のような適切な感染防止策を講じた上で、一般医療機関においても発熱外来の機能を果たし、事前連絡の上直接受診を可能とする。</p> <p>◆外来における一般患者と新型インフルエンザ患者が交わらないための措置（受診に当たっては事前の電話連絡を周知）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別々の入口の設置 ・診療時間帯の調整 等 <p>（一般医療機関への設置については県医師会と調整中）</p> <p>○総合発熱相談センターは引き続き開設し、適切な医療機関へと患者を誘導</p> <p>○重症者のための入院病床確保</p>
発生患者と濃厚接触者への対応	<p>○患者（疑似症患者を含む。）への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症法による感染症指定医療機関等への入院措置 ・抗インフルエンザ薬による適切な治療 <p>○濃厚接触者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外出自粛等の要請 ・抗インフルエンザ薬の予防投与及び健康観察 <p>○医療従事者や初動対応要員等が感染した可能性が高い場合の抗インフルエンザ薬の予防投与</p>	<p>○慢性疾患を有する者、妊婦等の優先的な入院治療</p> <p>※初期症状が軽微な場合も含む。</p> <p>○重症化の兆候が見られた場合の速やかな入院治療</p> <p>※慢性疾患を有する者等であるか明確でない者を含む。</p> <p>【入院施設】</p> <p>東部：鳥取県立中央病院 中部：鳥取県立厚生病院 西部：鳥取大学医学部附属病院</p> <p>○軽症者に対する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅での服薬、療養 ・健康観察 <p>○濃厚接触者に対する外出自粛等の要請</p> <p>○次の者への抗インフルエンザ薬の予防投与を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅療養の軽症者の家族で慢性疾患を有する者等 ・慢性疾患を有する医療従事者及び初動対応要員でウイルスに暴露した者等 <p>※その他へは予防投与は行わない。</p>

県備蓄抗インフルエンザウイルス薬の放出について

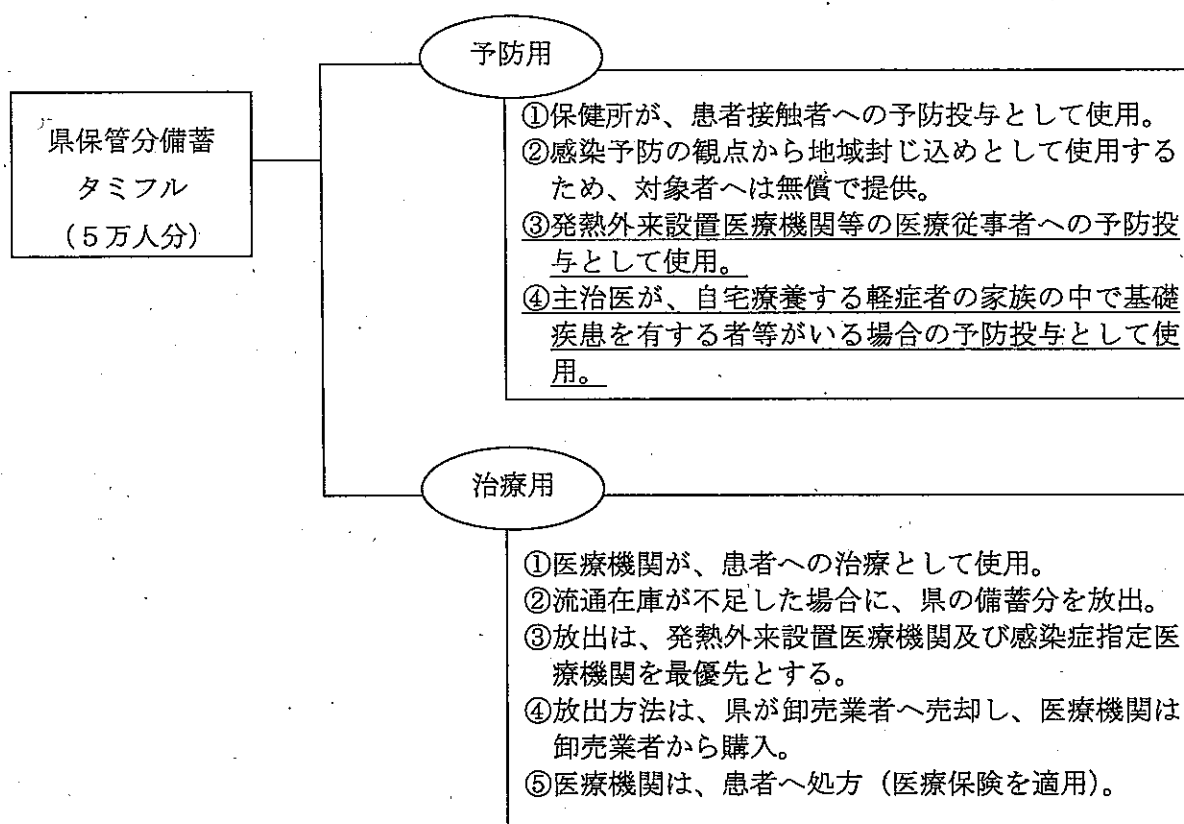
医療指導課
平成21年5月22日

1. 鳥取県の備蓄状況

備蓄用タミフルカプセル75（県保管分） 5万人分
(75mg/PTP/100P 5,000箱)

※平成21年度にタミフルカプセル75（28,000人分）及びリレンザ（6,500人分）を追加購入予定。

2. 県備蓄抗インフルエンザウイルス薬（県保管分備蓄タミフル）の取扱



3. 不足時の対応

県の備蓄に不足が生じるおそれがある場合は、厚生労働省に国備蓄分（鳥取県分相当：タミフル5万人分）の放出を要請。

厚生労働省は全国の流通在庫の状況を勘案して、都道府県への備蓄タミフルの放出を決定。

県内で発生した場合の社会対応の方針

区 分	①感染の初期、患者発生が少数であり、感染拡大防止に努めべき地域	②急速な患者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域
1 学 校	<p>ア 県立学校に通学する生徒等(*)に感染者が発生した場合は、その学校のある圏域内の学校は、とりあえず3日間(感染者が発生した学校については7日間程度)休校する。 *感染させるおそれのある時期に学校に出校等していなかった者は除く。以下でも同様。</p> <p>イ その間に、直ちに感染が拡大するおそれがないことが確認できれば、感染者が発生した学校以外の学校は速やかに再開するが、そのおそれがある場合(感染経路が不明の感染者や、県内で他の人から感染した者が相次いで発生している場合、又はそのようになるおそれが大きい場合)は、状況に応じて必要な範囲で休校を継続する。</p> <p>ウ 県立学校外での感染発生に止まる場合は、県立学校は休校しない。ただし、感染が拡大するおそれがある場合は、状況に応じて必要な範囲で休校する。</p> <p>エ 私立学校についても、上記に準じた対応を要請する。</p>	<p>患者が多く発生している学校では、校長の判断により学級閉鎖、学年閉鎖又は休校を行う(よう要請する)。 【通常の季節性インフルエンザと同様の対応】</p>
小中学校 幼稚園	<p>ア 学校に通学する児童等に感染者が発生した場合は、その学校のある市町村の全部又は一部の区域内の学校は、とりあえず3日間(感染者が発生した学校については7日間程度)休校するよう要請する。</p> <p>イ その間に、直ちに感染が拡大するおそれがないことが確認できれば、感染者が発生した学校以外の学校は速やかに再開してよいが、そのおそれがある場合は、市町村の判断により必要な範囲で休校を継続するよう要請する。</p> <p>ウ 学校外での感染発生に止まる場合は、休校する必要はないが、感染が拡大するおそれがある場合は、市町村の判断により必要な範囲で休校するよう要請する。</p> <p>エ 私立学校についても、上記に準じた対応を要請する。</p>	
2 福 祉 施 設	<p>ア 保育所に通所する児童等に感染者が発生した場合は、その保育所を7日間程度休所するよう要請する。感染が拡大するおそれがある場合は、状況に応じて必要と認める範囲内の保育所について、休所するよう要請する。</p> <p>イ 保育所外での感染発生に止まる場合は、休所する必要はないが、感染が拡大するおそれがある場合は、市町村の判断により必要な範囲で休所するよう要請する。</p> <p>ウ 休所する場合は、原則として保護者が仕事を休んで児童を在宅させるが、仕事を休むことが困難な保護者(医療従事者、社会福祉施設従事者、ライフライン業務従事者、新型インフルエンザ関係業務従事者、その他特別な事情のある人)の児童に限っては、通っていた保育所又はどこか特定の保育所で</p>	<p>患者が多く発生している保育所では、市町村及び施設設置者の判断により休所を行うよう要請する。 【通常の季節性インフルエンザと同様の対応】</p>

		<p>特例的な保育を行うことについても、市町村と協議する。</p> <p>エ 無認可の保育施設についても、上記に準じた対応を要請する。</p>
	通所施設	<p>ア 通所者等に感染者が発生した場合は、その施設を7日間程度休所するよう要請する。感染が拡大するおそれがある場合は、状況に応じて必要と認める範囲内の施設について、休所するよう要請する。</p> <p>イ 施設外での感染発生に止まる場合は、休所する必要はないが、感染が拡大するおそれがある場合は、状況に応じて必要と認める範囲内の施設について、休所するよう要請する。</p>
3	県が主催するもの	<p>ア 県内で感染者が発生した場合において、感染の広がりやイベント開催の必要性等を再検討した上で、感染拡大を防止するため必要があると判断される場合は、中止する。</p> <p>イ イベントを開催する場合は、感染拡大を防止するため、運営方法の工夫（会場での参加者に対する感染予防の呼びかけ、運営スタッフに対する感染予防研修と感染予防措置の実施、体調不良者への参加遠慮の呼びかけ、参加者間の対面離隔距離の確保（1～2m）、会場での消毒剤の設置など）を行った上で実施する。</p>
	県以外が主催するもの	<p>ア 県内で感染者が発生した場合において、感染の広がり等を勘案して感染拡大を防止するため必要があると判断される場合は、主催者に中止を要請する。</p> <p>イ アに該当する場合でも、社会的・経済的な影響が大きく中止が困難なときは、運営方法の工夫を最大限に行った上で実施するよう要請する。</p> <p>ウ アに該当しない場合でも、イベントを開催する際には運営方法の工夫を行うよう要請する。</p>
4	県立施設	<p>ア 県内で感染者が発生した場合において、感染の広がりや施設の閉館の必要性等を再検討した上で、感染拡大を防止するため必要があると判断される場合は、閉館する。</p> <p>イ 施設を開館し続ける場合は、感染拡大を防止するため、運営方法の工夫（イベントにおける工夫に準じたもの）を行った上で開館する。</p>
	県立施設以外	<p>ア 県内で感染者が発生した場合において、感染の広がり等を勘案して感染拡大を防止するため、閉館の必要があると判断される場合は、施設管理者に閉館を要請する。</p> <p>イ アに該当する場合でも、社会的・経済的な影響が大きく閉館が困難なときは、運営方法の工夫を最大限に行った上で開館するよう要請する。</p> <p>ウ アに該当しない場合でも、開館し続ける際には運営方法の工夫を行うよう要請する。</p>

(2009/05/25)

北朝鮮による核実験とミサイル発射に対する県の対応について

平成21年6月9日

危機管理チーム

1 概要

(1) 核実験

- ・ 25日(月)9:55頃、北朝鮮北東部の咸鏡北道豊溪里(プンゲリ)で、核実験を実施(平成18年10月に続き2回目)
- ・ 前回の核実験に比べて、数倍の威力(報道によれば長崎に落とされた原爆級)

(2) 北朝鮮の違反事項等

国連安保理決議第1718号(2006年10月14日)、NPT(核拡散防止条約)に対する重大な挑戦、日朝平壤宣言(2002年9月17日)、六者会合の共同声明(2005年9月19日)

(3) ミサイル発射(25日(2発)、26日(3発)、29日(1発))

- ・ 短距離(射程約130km)の地对艦ミサイル等を日本海側に向け発射(合計6発)
- (参考)直近の弾道ミサイル発射

本年4月5日(弾道ミサイル)、平成18年7月5日(7発の弾道ミサイル)、平成10年(日本上空通過)、平成5年(日本海)

(4) 国の対応

ア 政府の対応

- ・ 官邸対策室の設置、安全保障会議の開催、内閣総理大臣声明の発表、北朝鮮に対する抗議、放射能対策連絡会議(モニタリングの強化、広報体制の強化)
- ・ 放射能観測の実施
空間放射線量率の測定、高空の大気浮遊じんの採取・測定、降水物(降水を含む)の採取・測定

イ 国会決議 25日:衆議院、26日:参議院、それぞれ全会一致で採択

(5) 国連における対応

5/26 国連安全保障理事会非公式会合が開催

北朝鮮の核実験に強い反対と非難を表明するとともに安保理決議違反と明言(議長談話)。北朝鮮に対する「新たな制裁」を盛り込んだ決議案採択で合意。

2 県への影響

放射能影響の測定結果では、これまでのところ異常値の検出はない(県衛生環境研究所の測定でも異常値なし)。

3 県の対応

- ・ 情報収集態勢の強化(24時間体制)
- ・ 衛生環境研究所でのモニタリング(国が行う放射能影響の観測と連携して全国レベルで実施)・・・空間放射線量率の測定(1時間毎)、放射性物質の測定(24時間毎)
- ・ 操業中の漁船に対する情報提供
- ・ 県民への情報提供(モニタリング結果についてはホームページで逐次情報提供中)
- ・ 知事メッセージの発信(5/25)
- ・ 中国知事会を通じた緊急アピール(5/27)と国への要望書提出(5/28)